

# 岐阜県公報

第千八百九十一号  
平成十九年十月二十六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 優良興行の推奨 (男女参画青少年課) 七五一
- 優良図書等の推奨 (同) 七五二
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 七五二
- 解除予定保安林とする旨の通知 (同) 七五五

### 公示

- 落札者等に関する公示 (管財課) 七五六
- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七五六
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 七五七
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 七五七
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 七五九
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 七六一
- 土地改良区役員の退任及び就任 (中濃農林事務所) 七六一

## 告示

岐阜県告示第六百二十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第八条の規定により次のものを優良興行として推奨した。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 推奨興行

種類	映画
題名	新・あつい壁
制作	中山映画株式会社
配給	有限会社岐阜教育映画センター

### 2 指定年月日

平成19年10月22日

### 3 内容及び推奨理由

駆け出しのルポライター卓也は、ホームレスの男から55年前に起きたある殺人事件の話聞いた。事件に興味を持ち、その真相に迫るべく熊本に向かった彼は、元ハンセン病患者で犯人とされた人物を良く知る人々に取材をしながら、そのあまりにもひどい取調べや裁判に強い衝撃を受けた。差別や偏見が招いた不幸な事件を通して、人権意識を強く持たせる、青少年の健全育成に有益な作品であると認められる。

岐阜県告示第六百十三号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第八条の規定により次のものを優良図書類として推奨した。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 推奨図書類

種類	書籍
題名	思いやりの心で育むすてきな友情
著者	高橋正一
出版社	明窓出版株式会社

2 指定年月日

平成19年10月22日

3 内容及び推奨理由

友達と仲良くするにはどうしたらいいのか悩んでいたはるは、ある日、公園の道ばたに立っていたお地蔵さんの前でしゃがみこんでいた。すると、その日の夜、夢の中にお地蔵さんが現れ、はるはにやさしい口調で語りかけた。

青少年が、思いやりの心と人の痛みを知る心を育んで成長し、いじめなどの困難にうち勝つて欲しいという応援メッセージや、命の尊さを生きることの大切さをわかりやすい切り口で述べており、青少年の健全育成にとって有益であると認められる。

岐阜県告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町池本字志津高谷山一五七〇の五、一五七〇の六、一五七〇の一九から一五七〇の二一まで、一五七〇の二三、一五七〇の四八から一五七〇の五三まで、一五七〇の五五から一五七〇の六〇まで、一五七〇の六二から一五七〇の六四まで、一五七〇の六六から一五七〇の七四まで、一五七〇の七六から一五七〇の八三まで、一五七〇の八五から一五七〇の九〇まで、一五七〇の九二、一五七〇の九四、一五七〇の九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町木曾垣内字芦洞九五五から九六一まで、九六三から九七〇まで、字堂ヶ洞九七一の二、九七二の二、九七二から九七七まで、九七八の二、九七八の三、九七九から九八六まで、字隠し洞九八七、九八八の二、九八八の三、九九〇、九九一、

九九三のーから九九三の五まで、九九四、九九七から九九九まで、一〇〇二のー、一〇〇二の二、一〇〇四から一〇〇六まで、一〇〇七のー、一〇〇七の二、一〇〇八から一〇一〇まで、一〇一一のー、一〇一一の二、一〇一二のー、一〇一二の二、一〇一三、一〇一四のー、一〇一五のー

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町山口字大洞一九四、一九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市日吉町字山ノ田八〇四二の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字鹿之瀬九二〇の四〇、九二〇の五三から九二〇の五五まで、九二〇の五七から九二〇の五九まで、九二〇の七五、九二〇の七六、九二〇の七八、九二〇の八〇から九二〇の八三まで、九二〇の二三九、字中山三九一四の一五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字西三作七二五の二の一、七二五の二の二、八二二の三九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市柿野字北山一七九一の二三、一七九一の二四三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



四七六五の四二・四七六五の五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 解除の理由  
 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
 下呂市小川字落合一四五一の二八・一四五一の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
 農道用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
 平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物田及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 4,639,000kWh
- 2 供給期間 平成19年11月1日0時から平成22年10月31日24時まで
- 3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 4 入札公告を行った日 平成19年8月17日
- 5 落札者を決定した日 平成19年9月26日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京都中央区豊海1丁目8番11号  
 カニットエナジー株式会社  
 代表取締役社長 川辺 豊明
- 7 落札金額 76,746,506円
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 (1) 部局の名称 岐阜県総務部企画課  
 (2) 所在地 岐阜市数田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャイルド・サポートたんぼぼのうち
- 三 代表者の氏名 萬田 晃江
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市万代町一丁目六番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は地域住民を対象に、児童の放課後活動支援



や育児相談、また文化や芸術に触れる機会を子どもたち  
 に与えるイベントの企画運営等、子どもの健全育成およ  
 び子育て支援に関する事業を行い、もって地域における  
 福祉増進および社会教育の推進を図り、男女共同参画社  
 会の形成促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利  
 活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すまいるはつす
- 三 代表者の氏名 松田 和美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東改田三六九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事  
 業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域  
 の中に確立し、地域福祉の増進を図るとともに、社会全  
 体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模  
 小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通  
 課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ  
 き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を  
 提出することができる。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年十月十六日
- 二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
 （仮称）ゲンキー山県店  
 山県市大字高富字米野二二二七番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十年六月十六日
- 五 店舗面積 一、二六八平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一三五台
- 七 荷さばき施設の面積 九平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模  
 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
 条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業  
 流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
 見書を提出することができる。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月十五日

二 届出者の氏名又は名称

上新電機株式会社、株式会社エス・エス・プイ  
建物の名称及び所在地  
西友多治見店・上新電機多治見店  
多治見市上山町一丁目八番 外

三 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田 亨

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田 亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エス・エス・プイ

三 建物の名称及び所在地

西友 改田店  
岐阜市西改田字若宮六一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田 亨

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田 亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月十五日

二 届出者の氏名又は名称

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
建物の名称及び所在地  
西友 岐阜華陽店



四 岐阜市五坪一 一〇 一〇 外  
変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都千代田区大手町二丁目二番二号

(変更後) 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 三田 清

(変更後) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 三ツ村 正規

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田 亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年十月十五日

二 届出者の氏名又は名称

オリエンタル商事株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友 桜ヶ丘店

四 可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地 外  
変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田 亨

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市萱場町、萱場北町、萱場東町、旦島中町、旦島西町、旦島宮町、明神町、宮浦町、守口町(島第一調査区)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市(萱場町、萱場北町、萱場東町、旦島中町、旦島西町、旦島宮町、明神町、宮浦町、守口町)の地籍図

岐阜県岐阜市(萱場町、萱場北町、萱場東町、旦島中町、旦島西町、旦島宮町、明神町、宮浦町、守口町)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市栄新町、早田東町、早田字馬場、早田字北堤外、鷺山字向井、岩倉町、

学園町・早田栄町・早田本町・津島町・則武字新屋敷の一部(早田第二調査区)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市(栄新町、早田東町、早田字馬場、早田字北堤外、鷺山字向井、岩倉

町・学園町・早田栄町・早田本町・津島町・則武字新屋敷の一部)の地籍図

岐阜県岐阜市(栄新町、早田東町、早田字馬場、早田字北堤外、鷺山字向井、岩倉

町・学園町・早田栄町・早田本町・津島町・則武字新屋敷の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市池ノ上町、島新町1丁目、白菊町、島新町、島栄町・大福町・日光町、

近島の一部(島第二調査区)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市(池ノ上町、島新町1丁目、白菊町、島新町、島栄町・大福町・日光

町・近島の一部)の地籍図

岐阜県岐阜市(池ノ上町、島新町1丁目、白菊町、島新町、島栄町・大福町・日光

町・近島の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

岐阜県多治見市笠原町の一部(富士1地区)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県多治見市(笠原町の一部)の地籍図

岐阜県多治見市(笠原町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市泉町の一部（土岐市北部第2 2）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市泉町の一部（土岐市北部第2 3）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍図  
岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市日吉町字常道（日吉常道）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（日吉町字常道）の地籍図

岐阜県瑞浪市（日吉町字常道）の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

- 二 調査を行った地域  
岐阜県瑞浪市稲津町大字小里の一部（小里5）
- 三 調査を行った期間  
平成十五年分から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県瑞浪市（稲津町大字小里の一部）の地籍図  
岐阜県瑞浪市（稲津町大字小里の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第五八号の一七三〇〇五 平成一八・三・一七 同岐建築第六一号の一八二〇〇一 同一八・六・二三 同岐建築第三六号の一三〇〇二 同二〇・八・二四	本巣市浅木字西ノ筋三〇四番外二六筆	道路	開発登録簿による	本巣市浅木三二八番地一 一丸ファルコス株式会社 代表取締役 安 藤 芳 彦
同岐建築第五八号の一七三〇〇七 同二〇・四・五 同岐建築第六一号の一八二〇〇二 同二〇・九・一三 同岐建築第三六号の一三〇〇三 同二〇・八・三一	同 市見延字系貫川通一四三〇番八、一四三〇番一二及び一四三〇番一三 同 市 字中河原三六九番三、三六九番四〇、三六九番四一及び三九八番三	同	同	同 市見延一四三〇番地の八 森松工業株式会社 代表取締役 松 久 信 夫

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地区画改良区 年月日任

役名 氏名 住

所

土地区画改良区 平成一九・〇・一三

理事 栗倉元臣 関市大杉

五九一番地一

同 栗山和美 同 西田原

九〇三番地

同 渡邊一郎 同

六六八番地

同 栗山利美 関市大杉

六六八番地一

同 石原伸司 同

七三二番地

同 石原民雄 同

七四五番地一

同 長村英敏 同

六八九番地

同 長村英敏 同

六八九番地

同 渡邊義雄 同

五七九番地

同 神谷誠治 関市西田原

一四八三番地一

同 神谷正秋 同

一一七八番地

同 神谷元美 同

八八二番地二

同 川村守雄 同

八八〇番地

同 川村泰久 同

八九一番地

同 川村敏員 同

八七五番地三

同 石原一二 関市大杉

五九五番地二三

就任した役員

土地区画改良区 年月日任

役名 氏名 住

所

同 小瀬木一郎 同

四六八番地三

同 加藤進 関市東田原

三二九番地一

関市西田原 平成一九・〇・一四

理事 栗倉元臣 関市大杉

五九一番地一

同 栗山和美 同 西田原

九〇三番地

同 渡邊一郎 同

六六八番地

同 栗山利美 関市大杉

六六八番地一

同 石原伸司 同

七三二番地

同 石原民雄 同

七四五番地一

同 長村英敏 同

六八九番地

同 長村英敏 同

六八九番地

同 渡邊義雄 同

五七九番地

同 神谷誠治 関市西田原

一四八三番地一

同 神谷正秋 同

一一七八番地

同 神谷元美 同

八八二番地二

同 川村守雄 同

八八〇番地

同 川村泰久 同

八九一番地

同 川村敏員 同

八七五番地三

同 坂井政信 関市大杉

四七六番地

同 石原一二 同 大杉

五九五番地二三

同 小瀬木一郎 同

四六八番地三

同 加藤進 関市東田原

三二九番地一



平成十九年十月二十六日印刷  
平成十九年十月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社